

鹿児島県障害福祉分野就職支援金のご案内 (令和6年度募集)

他業種で働いていた方等が、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就職又は就職しようとする際に必要な経費に係る就職支援金を貸し付けします。

この貸付金は、鹿児島県内（以下「県内」という。）において2年間、障害福祉分野における障害福祉職員（注1）として、引き続き業務に従事した場合、返還が全額免除されます。

（注1）障害福祉職員とは、障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する方を指します

1 応募資格（以下の各条件を全て満たす方）

（1）県内に住民登録している方

（2）次のいずれかの研修を修了した方、若しくは就職後3ヶ月以内に研修を受講する方（研修によっては、基礎、応用等の受講が必要な場合があります。（※））

- 介護職員初任者研修以上の研修
- 同行援護従事者養成研修（※）
- 居宅介護職員初任者研修
- 行動擁護従事者養成研修
- 障害者居宅介護従事者基礎研修
- 強度行動障害支援者養成研修
- 重度訪問介護従事者養成研修（※）

（3）県内において障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設等に障害福祉職員として就職した方又は就職を予定している方

（4）貸付申請時において、就職した日から3ヶ月を経過していない方

（5）「介護人材再就職準備金」及び「介護分野就職支援金」の貸付を受けていない方並びに国庫補助事業（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金や職業訓練給付等）等による他の貸付や給付を受けていない方

2 貸付条件

（1）貸付額 200,000円以内

※20万円か「障害福祉分野就職支援金利用計画書」記載額のいずれか少ない額

（2）貸付金利 無利子（返還期間を過ぎた場合は、年3.0%の延滞利子）

（3）貸付回数 1人当たり1回限り

（4）送金方法 借受人の指定する金融機関の口座に1回で振り込む

3 資金の返還が免除される場合

就職した日から県内において、2年間、障害福祉分野における障害福祉職員として、引き続き業務に従事した場合

4 資金の返還方法等

（1）返還が必要な場合

就職後2年未満で県内において障害福祉職員の業務に従事しなくなったとき

（2）返還期間 1年以内

（3）返還方法 一括又は月賦で返還（指定口座に振り込む）

5 申請時の提出書類

（1）貸付申請書

（2）生計を一にする者（以下「世帯員」という。）全員の住民票（本籍地記載のもの）

（3）世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書

（4）借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

※未成年（18歳未満）の借受人については、印鑑証明書は不要

- (5) 個人情報の取扱いについての同意書
- (6) 上記1の(2)に掲げる研修を修了又は受講予定を証する書類
- (7) 上記1の(3)に掲げる事業所若しくは施設等で障害福祉職員として就職していること又は就職を予定していることを証する書類
- (8) 障害福祉分野就職支援金利用計画書
 - ◎貸付対象となる費用の例示
 - 子どもの預け先を探す際の活動費
 - 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
 - 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる靴等の被服費
 - 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - その他、必要と認められる費用
- (9) 障害福祉分野就職支援金利用計画書の必要金額を証する書類
 - 概ね1ヶ月以内に作成された見積書、領収書又はその写しなど
- (10) 日本国籍以外の方は在留カード(両面の写し、但し、施設等の長の原本証明を要する。)

6 貸付決定を受けた方の提出書類

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付借用書(兼)誓約書【収入印紙を貼付(額面400円)】
- (2) 介護福祉士修学資金等貸付金口座振込申出書(申請者の預金通帳の写を添付)

7 連帯保証人

- (1) 連帯保証人が1人必要(保証能力があり、おおむね60歳未満の方)
ただし、借受人が未成年の場合は、法定代理人(父母、親権者等)を含め、2人必要
- (2) 法定代理人以外の連帯保証人は、保証能力があり、おおむね60歳未満で生計を別にする方
- (3) 連帯保証人を法人とする場合は、財務状況が確認できる書類、法人の印鑑証明、連帯保証の意思決定議事録等が必要

8 申請手続き

- (1) 申請方法
上記5の書類を、表面左側に「障害福祉分野就職支援金書類在中」と朱書きした封筒に入れて、鹿児島県社会福祉協議会に提出してください。
- (2) 申請(募集)期間
令和6年4月1日～令和7年3月28日(随時)
※ただし、本年度の貸付枠が埋まり次第、締め切ります。

9 その他

- (1) 申請手続きや提出書類等については、鹿児島県社会福祉協議会のホームページの「資金貸付 鹿児島県介護福祉士修学資金等貸付制度」に掲載してありますので、ダウンロードしてご使用ください。
- (2) 郵送で提出書類等を希望される場合は、表面左側に「障害福祉分野就職支援金資料請求」と朱書きした封筒に、「自分の住所を記入し140円切手を貼った返信用封筒(A4サイズ)を同封」し、下記へ請求してください。

お問い合わせ先

○社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 生活支援部
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7 (県社会福祉センター内)
TEL:099-214-3701 FAX:099-214-3812